平成２２年（フ）第１６４号
函館市住吉町８番16号
債務者　藤本　絹代
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第６０号
宮城県石巻市門脇町３丁目９番23号
債務者　斎藤　直美
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
川崎市宮前区南平台15番13―308号、前住所川崎市中原区上新城１丁目６番９号　第三コーポ203
債務者　細井　潤一
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
秋田県横手市平鹿町下吉田字弥十郎122番地１
債務者　西村　英樹
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１６号
北海道目梨郡羅臼町知昭町191番地８
債務者　栗栖　倫子（旧姓平賀）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第１２７号
栃木県那須郡那須町大字湯本212番地　あいおい損保那須山荘、申立時の住所北海道旭川市錦町15丁目2982番地の１　錦緑荘２Ｆ
破産者　近藤美和子
1　主文　当裁判所が平成22年４月14日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「北海道旭川市錦町15丁目2982番地の１錦緑荘２Ｆ」とあるのを「栃木県那須郡那須町大字湯本212番地　あいおい損保那須山荘、申立時の住所北海道旭川市錦町15丁目2982番地の１　錦緑荘２Ｆ」と更正する。
2　決定年月日　平成22年４月19日
旭川地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２３６号
神奈川県藤沢市大庭5055番地の13　藤沢西部団地３―２―214
破産者　谷畑　　修
1　破産債権の届出期間　平成22年５月21日まで
2　一般調査期日　平成22年６月21日午前10時30分
平成22年４月21日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８８４号
大阪府貝塚市森615番地
破産者　井上　武彦
1　破産債権の届出期間　平成22年５月21日まで
2　一般調査期日　平成22年７月６日午後１時30分
平成22年４月19日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０７９号
熊本市富合町杉島1190番地
破産者　田中　穂積
1　破産債権の届出期間　平成22年５月25日まで
2　一般調査期日　平成22年７月15日午後２時30分
平成22年４月21日
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の特別調査期間

平成２１年（フ）第５２２号
川崎市幸区塚越４丁目351番地18
破産者　株式会社割石商店
特別調査期間　平成22年４月26日から平成22年５月14日まで
平成22年４月21日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

最後配当に関する除斥期間

平成１６年（フ）第２５４号
群馬県太田市大原町2174番地３
破産者　株式会社イシモ
除斥期間　平成22年５月17日まで
平成22年４月20日　前橋地方裁判所太田支部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第２８１号
愛媛県四国中央市川之江町2529番地の217
破産者　株式会社サンワ
1　期日　平成22年６月28日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年４月19日　松山地方裁判所西条支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第１４２号
北海道伊達市舟岡町45番地19、前住所北海道函館市時任町20番５号
破産者　越中　諭治
異議申述期間　平成22年５月21日まで
平成22年４月21日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第６２号
山口県宇部市大字船木1265番地１
破産者　高橋　政弘
異議申述期間　平成22年５月26日まで
平成22年４月21日　山口地方裁判所宇部支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２０３０号
東京都港区南青山５丁目４番26号ＦＪＢビル株式会社エゼルクランツ・インベストメント事務所内
清算株式会社　株式会社ヘリオス
代表清算人　中沢美佐子
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２号
愛知県豊橋市花田町字中ノ坪11番地
清算株式会社　藤城リース株式会社
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

更生計画案議決権行使方法等

平成２１年（ミ）第２号
栃木県小山市城東７丁目６番３号
更生会社　雄大産業株式会社

平成２１年（ミ）第３号
栃木県小山市城東７丁目６番３号
更生会社　ワイ・エス・コーポレーション株式会社

平成２１年（ミ）第７号
栃木県宇都宮市上横田町885番地
更生会社　栃木重建株式会社
1　議決権行使の方法　書面による投票
2　投票期間　平成22年４月19日から平成22年６月28日まで
3　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
4　議決権不統一行使の通知期限　平成22年６月14日
平成22年４月19日
東京地方裁判所民事第８部